

平成28年2月19日

大阪市学校薬剤師会
支部長 各位

大阪市学校薬剤師会
会長 稲田 裕彦

個人番号（マイナンバー）提出事務手続きについて

平素は本会の会務運営に際しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市教育委員会・こども青少年局は、平成28年1月より税分野等において個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、報酬（給与）の支払に伴う法定調書（源泉徴収票や支払調書）作成目的において個人番号の収集を実施します。（市教委が作成しました 学校（園）医等における個人番号（マイナンバー）の収集について（案）をご参照ください。）

つきましては、別添会員あて文章を配布いただき、貴支部会員に周知頂きますようお願い致します。

学校（園）医等における個人番号（マイナンバー）の収集について（案）

大阪市教育委員会事務局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成 28 年 1 月より税分野及び社会保障分野において個人番号の利用が開始され、これにより報酬（給与）の支払に伴う法定調書等への個人番号の表示が義務付けられているため、次のとおり個人番号の収集を実施いたします。

1 収集の対象者

平成 28 年 1 月以降に報酬支払のある、学校（園）医・学校（園）歯科医・学校（園）薬剤師・学校産業医

2 収集時期

- (1) 平成 28 年 1・2 月分の報酬支払のある方・・・・・・・・一斉提出（今回の提出）
- (2) 一斉提出後、新たな委嘱などにより収集が必要となった方・・・・随時提出

3 収集方法

(1) 利用目的の通知

・個人情報保護条例第 7 条に基づき、収集対象となる学校（園）医等へ、「個人番号（マイナンバー）提出事務手続き及び利用目的について」を校園長より通知いたします。

(2) 個人番号の収集

- ・利用目的の通知と同時に「学校（園）医等個人番号（マイナンバー）提供用紙」（以下「提供用紙」といいます。）を校園長から学校（園）医等に配付します。
- ・提供用紙の「通知カードまたは個人番号カード貼付欄」に学校（園）医等の通知カードまたは個人番号カードのコピーを貼付し封入してください。
- ・校園長が提供用紙を回収する際に、学校（園）医等へ「受領書」をお渡します。
- ・平成 28 年 3 月 25 日（金）までに提出をお願いいたします。

4 個人番号の管理

- (1) 校園長は、あらかじめ個人番号を扱う場所を決め、収集中の個人番号が学校長以外の者の目に触れない様に留意いたします。
- (2) 提出いただいたマイナンバーについては、学校より教育委員会事務局学校保健担当を経由し、教育委員会事務局学校経営管理センターにて保管し、学校で管理することはございません。
- (3) 提供された個人番号の管理は、教育委員会事務局学校経営管理センターにおいて、金庫に鍵をかけて保管いたします。また、保存年限を経過した書類は速やかに廃棄するなど適切に管理いたします。個人番号をエクセルデータ等で管理したり、インターネットにつながる環境で管理することは禁止事項であるため行いません。
- (4) 収集した個人番号を利用目的以外には使用いたしません。

5 その他

マイナンバー制度の詳細は、内閣官房のホームページに資料が掲載されております。

【参考】マイナンバー社会保障・税番号制度（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

平成28年2月19日

大阪市学校薬剤師会
会員 各位

大阪市学校薬剤師会
会長 稲田 裕彦

個人番号（マイナンバー）提出手続きについて

平素は本会の会務運営に際しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市教育委員会・こども青少年局は、平成28年1月より税分野等において個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、報酬（給与）の支払に伴う法定調書（源泉徴収票や支払調書）作成目的において個人番号の収集を実施されます。

つきましては、会員各位におかれましては、ご本人の通知カードまたは個人番号カードのコピーを取り、担当校園が依頼します『個人番号提供用紙(下記を参照ください)』の「通知カード又は個人番号カード貼付欄」に貼付いただき、ご提出いただきますようお願いいたします。この際、提供用紙の受領書が渡されます。また、数校を担当する会員には、代表校が手続きを致します。

なお、この各担当校園からの依頼は、原則的には学校園側が担当学校薬剤師を訪問して依頼することになっています。

何かとご多用とは存じますが、ご協力下さいますようお願い致します。

(案)			
		平成 28 年	月 日
学校(園)医等 個人番号(マイナンバー) 提供用紙			
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で規定される個人番号(マイナンバー)について、次のとおり提供します。			
校 医 番 号	委 嘱 職 名	氏 名	収 集 担 当 校 園
11111	〇〇〇	〇〇 〇〇	A小学校
			校 園 コー ド 12345
個人番号	貼付の番号確認書類のとおり		
【番号確認書類】			
通知カードまたは個人番号カード貼付欄			
<ul style="list-style-type: none">・必ずカード全体が写ったコピーを貼付してください。・枠内に収まるよう、コピーを切り取りし、のり付けで貼付してください。・個人番号カードは、番号が記載されている裏面のコピーを貼付してください。			